

松浦川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内には流域内人口の約5割が集中する唐津市
- ・ 流域の地質、年間降水量
- ・ 日本海型気候で、降水量の大部分は梅雨期と台風期に集中

(流域の自然環境)

- ・ 源流付近には、カネコシダ自生地、また川古^{かわこ}の大楠など天然記念物が存在し、ヤマセミやカワセミなどが見られる
- ・ 中上流部は、河床に岩が露出し、イダ(ウグイ)、オイカワなどが生息
- ・ イダは春一番が吹く頃に遡上する「イダ嵐」として地域の風物詩
- ・ 唐津市佐里^{さり}地区のアザメの瀬では、コイ・フナ・ドジョウや湿地性植物の生息・生育の場となるよう氾濫原における湿地の再生が取り組まれている
- ・ 巖木川合流点付近は良好なアユの産卵場
- ・ 河口部の汽水域には、シオクグなどの塩生植物群落が点在し、干潟にはハクセンシオマネキなどが生息

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 江戸時代に唐津藩主寺沢志摩^{てらさわしまのかみひろたか}守 広高が、唐津城の要害を固めるために松浦川の改修に着手し、現在の川筋にしたもの

- ・本格的な治水事業は、昭和 23 年 7 月洪水、同年 9 月洪水を契機に、昭和 24 年から中小河川改修事業を実施
- ・昭和 28 年洪水による未曾有の災害を受け、昭和 36 年より直轄事業として改修計画を改訂し、築堤、河道掘削及びそれに伴う塩水遡上による塩害防止を目的とする松浦大堰の建設等を実施
- ・昭和 42 年 7 月、昭和 47 年 7 月等の洪水の発生及び流域の開発等を踏まえ、昭和 50 年にダムによる洪水調節を行う工事实施基本計画を策定（昭和 62 年に巖木ダム完成）
- ・平成 2 年 7 月洪水により甚大な被害を受けたため、中上流部において、築堤、護岸整備等を実施
- ・現在は、松浦川、徳須恵川及び巖木川の上流部において、築堤及び河道掘削等を実施

（河川水の利用）

- ・農業用水として約 8,700ha の農地でかんがいに利用されるほか、都市用水として利用されている
- ・水力発電は、巖木発電所等 3 箇所の発電所により総最大出力約 61 万 kW の電力供給が行われている

（水質）

- ・全川にわたり環境基準をほぼ満足し、良好な水質を維持

（河川の利用）

- ・下流部の堤防や高水敷は、散策やスポーツ、花火大会などの会場として活用され、水面はボートやカヌーの練習等に利用
- ・河口部の水面と唐津城とが相まった良好な河川景観は市民に親しまれている
- ・中上流部では、自然体験や環境学習など様々な活動

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となって取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア．災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 河道掘削等による河積の確保や護岸の整備にあたっては、河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮
- ・ 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 内水排除施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切に運用
- ・ 地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講じる
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等適正な管理
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・ 本川下流部に人口・資産が特に集積しており、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえて、中上流部の整備や支川の整備を進めるなど、上下流バランス等を考慮した水系一貫の河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・ 厳木ダムによる供給を行うとともに広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・ 湧水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・ 松浦川と流域の人々とのつながりを踏まえ、良好な河川景観の保全と多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

（動植物の生息地・生育地の保全）

- ・ 下流部では、ハクセンシオマネキなどが生息する河口干潟や塩生植物群落等の保全
- ・ 中上流部では、厳木川合流点付近のアユの産卵場やイダの生息の場である瀬及びチドリ類の生息の場である砂礫河原などの保全
- ・ 魚類などの縦断的な生息環境の保全
- ・ 湿地性植物等の生息・生育環境となる湿地の再生

（良好な景観の維持・形成）

- ・ 中上流部は黒髪山等や田園風景と調和した河川景観、河口部は歴史・文化との関わりが深い唐津城と調和した河川景観の保全

（人と河川との豊かなふれあいの確保）

- ・ 松浦川の恵みを活かしつつ、水辺空間を活かしたスポーツ・レジャー利用や環境学習の場等の整備・保全

- ・地域間交流等を推進し、川や自然とふれあえる親しみやすい河川空間の維持、整備

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質を保全

(河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理)

- ・治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

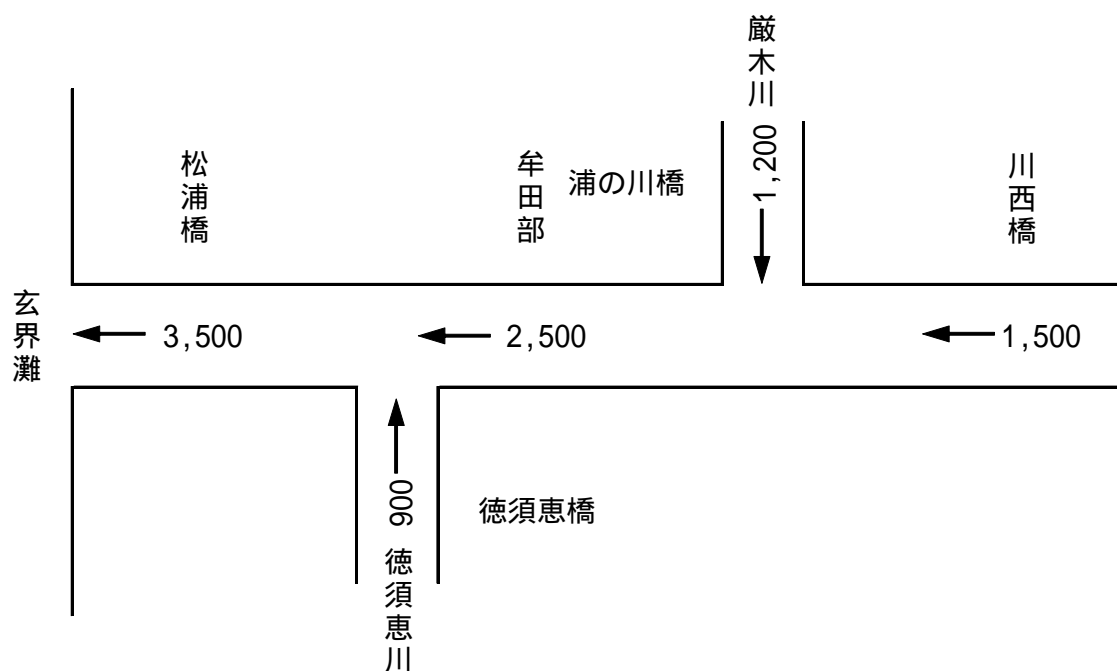
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表(m³/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
松浦川	松浦橋	3,800	300	3,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

松浦川計画高水流量図(単位:m³/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
松浦川	川西橋	25.2	21.86	80
	牟田部	11.8	9.14	120
	松浦橋	1.0	2.27	490
巖木川	浦の川橋	合流点から 1.2	11.24	80
徳須恵川	徳須恵橋	合流点から 4.7	7.23	80

注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 牟田部地点 : 利水の現況、動植物の保護等を考慮して、
かんがい期で概ね $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 、
非かんがい期で概ね $2.0\text{m}^3/\text{s}$